

2023（令和5）年8月23日

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課

沖田 賢治 様

衛生管理区域に関する質問書

京都府木津川市*****

遠藤 千尋

貴課におかれましては、平素は畜産業の健全な発展と、畜産農場と地域の共存のためご尽力いただきありがとうございます。

さて現在、奈良県畜産課は、防疫を理由として、京都府木津川市及び京都府警木津署に対し、奈良県奈良市東鳴川町にある村田養豚場の敷地の間にある木津川市道「加2092号線」（以下、「本件市道」と言います。）に門扉を設置し常時閉門した上で、一般通行者が通行するにあたっては消毒することを認めるよう求めています。なお奈良県畜産課はこの要請の前提として、市道部分が各種法令に適合していないという認識を示す（資料6②）一方、公道を衛生管理区域に含めることについては、国（貴課）から了解を得ているとたびたび主張しています。そのため、木津川市・木津署としては、奈良県畜産課の要請を、貴課の了解を得た上での所管官庁による専門的判断（資料6①）と受け止め、一定程度尊重せざるを得ない状況となっています（資料5）。しかし木津川市及び木津署は、本件市道を通行する一般通行者に対し、消毒や仮通路を強制することを一切認めていません（資料4）。


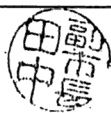
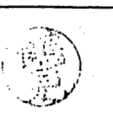

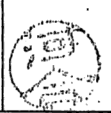





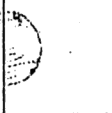


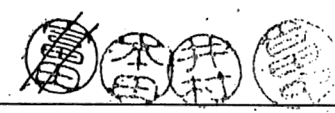
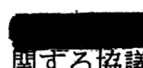


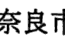
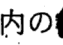

なお本件市道の通行が事実上著しく制限され、自由通行が不可能となっている現状（資料9）については、2023年3月と4月に京都新聞で取り上げられたほか（資料7・8）、木津川市の2023年6月議会の一般質問で取り上げられるなど、地元地域における関心がますます高まっています。そこで、事実関係を確認するため、下記質問（次頁）につきご回答をお願いいたします。すべての質問に「はい」か「いいえ」でお答えの上、必要がある場合は補足説明を付記してください。ご回答については、同封の返信用封筒にて、2023年9月13日までに必ずご返送ください。

記

- 1 現行飼養衛生管理基準（2021年10月以降）以前は、公道を衛生管理区域に含めることができるのみならず、公道を通行する一般通行者に対し消毒や防護服の着用を求めることが可能でしたか？（参考：資料1の2枚目①、資料6①）
- 2 奈良県食と農の振興部、阪口次長（元畜産課長）は、2023年10月以降、2023年11月9日より前に、電話で貴課に問い合わせたところ、口頭で「現在、公道は衛生管理区域外という扱いになるが、（村田養豚場については）少なくとも防護柵により衛生管理区域は守られており、現在のままで野生動物の侵入を防ぐことはできている。区域と境界の明示化、従事者等以外の侵入防止という管理基準の本旨に適合しているものであれば、扉は常時閉めておいて、通行者にインターホンを押してもらって対応するのは衛生管理上、望ましい対応」との回答を得たと主張しています（資料1の2枚目②）。貴課が奈良県畜産課に口頭で上記内容、あるいは、奈良県畜産課が上記のように受け止め得る内容を回答した事実がありますか？
- 3 貴課が2021年12月14日付けで奈良県畜産課長宛に発出した「衛生管理区域の考え方について（回答）」と題するメール（資料3）は、貴課として公道を衛生管理区域に含めることを了解したものでしょうか？
- 4 貴課が2021年12月14日付けで奈良県畜産課長宛に発出した「衛生管理区域の考え方について（回答）」と題するメール（資料3）を根拠に、公道を管理する地方公共団体及び警察署に、道路の占用許可・使用許可を求めることは、メールの趣旨に照らし、適切な対応でしょうか？
- 5 一般論として、公道を所管する警察署などから、公道を含めずに衛生管理区域を設定し、公道で分断された敷地をそれぞれ柵で囲うよう求められてなお、都道府県の畜産担当部署が、公道を衛生管理区域に含めることを認めるよう警察署などに求めることは、畜産行政として望ましいものでしょうか？

- 6 一般論として、公道上に門扉を設置することが許可されている一方、一般通行者に対し防護服着用や消毒を強制することは認められていない公道を、衛生管理区域に含めることは可能ですか？
- 7 一般論として、道路上など防鳥ネットが設置不可能な屋外において、餌が剥き出しの状態、餌の混ぜ合わせ作業を行うことは、飼養衛生管理基準不遵守と判断されるべきですか？

以上

市長	副市長	政策監						
								
部長	理事	次長	参事	課長	担当課長	課長補佐	係長	担当
								
農政課						合議		
								
日時	令和3年11月9日(木) 9:30~10:10					作成者		
内容	 飼養衛生管理区域における占用許可に関する協議					管理課 用地係 主査 駒 文敬 		
協議場所・来庁者				対応職員				
市役所管理課協議スペース 奈良県 食と農の振興部 畜産課 阪口課長				管理課 西村担当課長、駒主査				
<p>【協議目的等】</p> <p>令和2年度に多く発生したが今年度に入っても多発。奈良県においても、令和3年3月31日に奈良市内の農家でが発生し、1089頭が処分された。</p> <p>国、都道府県等が飼養衛生管理基準を厳格化するとともに、感染防止対策の強化を図ってきたところであり、飼養衛生管理指導等指針が、本年10月に改正された。</p> <p>指針改正の趣旨を踏まえ、に対する占用許可の許可条件の見直しについて協議するもの。</p> <p>前回協議(R3.9.30実施)で県に作成依頼した「飼養衛生管理区域管理基準」に関する資料の確認を行う。</p> <p>【結果】</p> <p>今回いただいた資料及び協議内容により、木津警察署に照会を行う。</p> <p>奈良県の希望する条件は</p> <p>(変更前) 昼間：開放、夜間：閉扉（施錠なし）</p> <p>(変更後) 昼間：閉扉（施錠なし）、夜間：施錠</p>								

【協議内容】

奈良県。以下「県」）今回、許可条件の変更を検討依頼することについて、これまでの経過を踏まえ、理由書として取りまとめた。（※1「道路占用許可にかかる許可条件の取り扱いについて（案）」）

本年10月1日に飼養衛生管理指導等指針が改正され、必ず実施すべき事項として、「従事者以外の者が衛生管理区域内へ立ち入らないよう、境界の明確化及び侵入防止対策を講じるとともに、立ち入った者の管理台帳への記録を確実にさせる。」と明記されたことから、現行の占用許可条件を〇〇のまん延が収束するまでの間に限り、「昼間でも閉鎖、夜間は施錠」に変更することについて検討願いたい。

奈良県としては、農家うんぬんではなく、あくまでも〇〇のまん延防止のための対策として対応をお願いしたい。

県）飼養衛生管理基準の変遷について資料を提示 平成15年（制定時）～

※2「飼養衛生管理基準の制定と改正の経緯」

※3「道路占用許可に係る状況の変化について」※奈良県畜産課作成

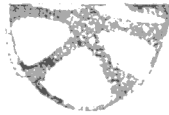
市）飼養衛生管理区域内に公道（市道）を含めることは可能であると伺っているが。

県）2011年（平成23年）10月1日の飼養衛生管理基準の改正時に出されたQ&Aにその記載がある（※4のQ10）。当初許可時（令和元年10月）においてはこれが適用されていた。①

一方、現行基準の手引き（※5 令和3年10月5日以降適用）に不特定多数の者が出入りのたびに消毒や衣服・靴の交換ができない場所（例示に公道あり）を当該区域に含めることができないとあることから、国に問い合わせたところ、現在、公道は衛生管理区域外という扱いになるが、少なくとも防護柵により衛生管理区域は守られており、現在のままで野生動物の侵入を防ぐことはできている。区域との境界の明示化、従事者等以外の侵入防止という管理基準の本旨に適合しているものであれば、扉は常時閉めておいて、通行者にインターホンを押してもらって対応するのは衛生管理上、望ましい対応との回答を得ている。②

市）本日の協議で管理基準の現状について了解した。占用条件の変更には警察の承認が必要となるので、本日いただいた資料及び協議内容を基に木津警察署交通課と協議する。

県）必要であれば、県からも警察署に説明することも考えているので、連絡願いたい。



畜 号 外
令和3年12月3日

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課
課長 石川 清康 様

奈良県食と農の振興部 畜産課
課長 阪口 真治



衛生管理区域の考え方について(疑義照会)

養豚農場における衛生管理区域の考え方について、下記のとおり疑義がありますのでご教示くださいますようお願いいたします。

記

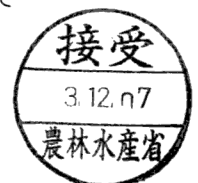
◆R2年10月公表「飼養衛生管理基準遵守指導の手引き(豚及びいのししの場合)」
『不特定多数の者が出入りのたびに消毒や衣服・靴の交換ができない場所(公道、生活居住区等)は、衛生管理区域の範囲に含めることはできません。』

◆H23年10月1日公表「飼養衛生管理基準Q&A」
『両農場が道路を隔てて隣接しており、又は両農場間に別の畜産関係施設が存在しない場合には、公道や私道を含めて両農場を同一の衛生管理区域とみなすことができます。』

→ 平成23年以前から、公道(市道)を含めて同一の衛生管理区域として両農場を運営しており、令和元年ALICの補助を受けて公道を含め防護柵を設置している場合(公道部分は扉を設置し、道路占用許可を受けている。)の取り扱いについて伺います。
なお、当該公道については通過する車両等はなく、年に数回程度、歩行者が通行することがある状態です。

《質問事項》

1. 平成23年当時の基準に沿って、公道を含めて衛生管理区域として運営してきた農場について、公道部分については、現在も衛生管理区域内であるとの認識でよろしいでしょうか。
2. 1の回答が「衛生管理区域外である」となる場合であっても、衛生管理区域は令和元年度に公道部分も含めて設置した現在の防護柵により衛生的に管理されていると考えてよいでしょうか。
3. 2の回答が「現在の防護柵により衛生的に管理されている」となるのであれば、防護柵の扉は通常時、防疫上の観点から、通行に支障が生じない範囲で閉じておくことが望ましいと考えてよろしいでしょうか。
4. 公道を通行しようとする歩行者がいる場合、農場の管理者が扉を開け、歩行者に消毒を依頼(農場側で消毒液等を準備)することは、衛生管理上、適切な対応と言えるでしょうか。
5. 前後に通行する者がいない公道を横断して2つの農場を行き来する場合、飼養衛生管理基準遵守指導の手引き「16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用」の本項目の目的に記載のただし書き以下に該当するものとして取り扱ってよろしいでしょうか。



From: 古庄 宏忠

Sent: Tuesday, December 14, 2021 6:23 PM

To: [REDACTED]

Subject: 衛生管理区域の考え方について(回答)

奈良県 坂口課長

お世話になっております。

令和3年12月3日付け畜号外の疑義照会について、以下のとおり回答いたします。

「公道を含めて衛生管理区域を設定することは、原則として認められません。しかしながら、家畜の飼養者が公道を使用することができる特段の事情があること、当該区域に出入りする全ての者が出入口での消毒や衣服・靴の交換等を行うこと、いのししの侵入を防ぐための防護柵が設置されていること、公道を含めて敷地を定期的に消毒することなど飼養衛生管理基準の全項目を遵守できると貴県が判断した場合は、この限りでないと考えます。」

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課

家畜防疫対策室 課長補佐(病原体管理班)

獣医師 古庄 宏忠(ふるしょう ひろただ)

TEL: [REDACTED]

Email: [REDACTED]

4木管第 258 号
令和4年7月 19日

様
様

木津川市長 河井 規子

「市道加 2092 号線の通行に関する質問書」に対する回答書について

令和4年6月27日付で貴殿より質問の有った下記の内容について、順次、回答いたします。

記

質問 1

道路占用許可・道路使用許可が与えられた門扉に挟まれた区間の本件市道について、道路使用許可証は交付されていますか。

回答 1

「はい」

市道上に設置されている侵入防止柵の門扉の道路占用許可については、令和4年6月27日付で期間更新の手続きがなされ、占用期間については、令和4年12月末までとなっております。

尚、道路使用許可については、木津警察署での手続きとなりますが、上記期間と同じくするものが交付されているものと承知しております。

質問 2

通行者が本件協力を拒否した場合（呼び鈴を鳴らさず断りなしに門扉を開けて通行した場合や、仮通路に設置されたロープをはみ出て通行した場合を含む）、門扉設置者は、その通行者の通行を拒むことができますか。

回答 2

「いいえ」

侵入防止柵の門扉には、通行方法の説明及び防疫対策への協力依頼等が設置されておりますが、同箇所は、公道であるため、あくまで、協力のお願ひまでと

考えております。

質問 3

通行者が本件協力願いを拒否した場合（呼び鈴を鳴らさず断りなしに門扉を開けて通行した場合や、仮通路に設定されたロープからはみ出て通行した場合を含む）でも、門扉設置者は、その通行者が気持ちよく通行できるよう心がけるべきですか。

回答 3

「はい」

占有者については、通行者が気持ちよく通行できるよう心がけるべきであると考えます。

質問 4

夜間、あるいは、門扉設置者が不在の場合、あるいは、門扉設置者が通行者に気づかなかった場合、通行者がどのように通行することを想定していますか。

回答 4

防疫対策への協力依頼に協力して頂ける方については、「通行方法の説明」等を熟読の上で通行していただくと考えております。

協力頂けない方については、門扉の開閉には協力して頂きたいと考えておりますが、「通行方法の説明」どおりに通行されなくても仕方がないと考えます。



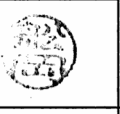









質問 5

奈良坂から養豚場までの府県境の山道（本件市道から奈良坂まで続く木津川市の里道）を通行するバイク・自転車が増加傾向にあります。バイク・自転車については、どのように通行することを想定していますか。

回答 5

養豚場より、マウンテンバイク等での通行者が増加傾向にあることから、同車両に関する「通行方法等の説明書き」を追加掲示する予定であるとお聞きしております。

連絡事項処理用紙

市長	副市長	政策監						
								
部長	理事	次長	参事	課長	担当課長	主幹	係長	担当
								
						合議		
						   		
日時	令和5年5月29日(月) 13:30~14:45				作成者	管理課 主幹兼用地係長 中島		
場所	管理課内協議スペース							
内容	(株)村田商店の道路使用及び占用許可に関する協議							
参加者	京都府木津警察署交通課:松田課長、石田警部補 奈良県食と農の振興部畜産課 朝倉参事、中西主任調整員兼係長(防疫衛生・畜産振興係) 木津川市:管理課 中島主幹兼用地係長、冨永主事							
<p>【協議目的等】</p> <p>奈良県畜産課による家畜伝染病予防法に基づく検査及び指導の状況について情報共有を図る。</p> <p>【結果】</p> <p>以下のとおり情報を共有した。</p> <p>① 家畜伝染病予防法に基づく検査の状況</p> <p>奈良県では、これまでから毎月一回、家畜保健衛生所により県内畜産業者への検査を実施している。</p> <p>占有者に対しては、5月11日に管轄する家畜保健衛生所と畜産課が合同で検査を実施した。</p> <p>検査の結果、愛玩動物(犬)を衛生管理区域内で飼育する違反を確認した。その他、飼養衛生管理基準を逸脱する項目は確認されなかった。</p> <p>② 家畜伝染病予防法に基づく指導の内容</p> <p>愛玩動物(犬)を衛生管理区域内に入れないよう指導した。</p> <p>事業者から、下記のとおり改善に向けた取り組みが提示された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犬の飼育頭数を徐々に減少させる。 ・頭数が減少した時点で、衛生管理区域外のゲージへ全頭を収容する。 ・建設中の新豚舎では外周の柵を二重にし、柵の間(いわゆる犬走)で犬を飼育す 								

る。また、内側の柵までを衛生管理区域とする。

- ③ 本市及び木津警察署から県畜産課へ、改善に向けた取り組みが着実に進展するよう、引き続き検査及び必要な指導の継続を要請した。

【協議内容】 (警=木津警察署交通課、木=木津川市管理課、県=奈良県畜産課)

木) 前回5月2日の協議では、現在の市道占用許可の更新後、県として家畜伝染病予防法に基づく検査や指導を実施していないとのことであったが、その後の取り組みはどうか。

県) まず、検査を実施していないというのは誤りで、管轄する家畜保健衛生所が毎月1回検査を実施している。畜産課が実施主体との誤解があった。

5月11日、管轄する家畜保健衛生所と畜産課が合同で検査を実施した。

その結果、飼養衛生管理基準に違反して衛生管理区域内で愛玩動物(犬)を飼育する状況が確認できたため、改善を指導した。

木) 飼養衛生管理基準の全項目のうち、検査によって県が把握した違反は愛玩動物の飼育に関する1項目のみか。

県) その項目のみであった。

木) 本市へは、近隣住民等からその他の項目にも違反しているのではないかとの情報が寄せられている。豚舎内へのカラスの侵入等はどうか。

県) 豚舎出入口に防鳥ネットが設置されており、必要な措置は実施されている。

木) 本市は家畜伝染病予防法を解釈・運用する立場になく、これ以上追及はしないが、近隣住民等から疑義が示された場合は貴課で対応されたい。

県) 対応する。

警) 愛玩動物の飼育は今に始まったことではない。当初の道路使用許可時から指摘しているが解決していない。どのような指導をしているのか。

県) 以前は50頭ほど飼育していたようであるが頭数は減少している。また、場外で確認・捕獲される件数も減少し、状況は改善していると理解している。

警) そもそも衛生管理区域内は飼育禁止ではないのか。根本的な解決を目指して指導しているのか。

県) 飼育頭数が減少した段階で、衛生管理区域外のゲージへ全頭を収容する計画である。財源の問題もあり一度に解決できないが、段階的に進めている。

市) 新たに豚舎を建設中と聞いている。同じ事態を招かないように対策を講じているのか。

県) 外周の柵を二重にし、柵の間で犬を飼育すると聞いている。衛生管理区域は内側の柵までとする。

市) 改善策が確実に履行されるよう指導を継続されたい。

警) 市道で分断された敷地を暫定的にそれぞれ仮設の柵で囲い、市道を含めずに衛生管理区域を設定できないのか。①

市道との境界が確定すれば、道路使用の延長は認められない。仮の位置で対策を講じることで、境界確定後スムーズに根本的な防疫対策へ移行できると考える。

県) 飼料の高温滅菌施設が市道を挟んで立地しているため、豚舎と行き来する必要がある。②

警) それは境界確定が完了しても変わらない。柵に開閉式ゲートを設置するなどして往来できる状態でそれぞれのエリアで防疫策を講じることができるのではないかと。③

県) どのような対策が可能か引き続き検討したい。



畜 号 外

令和 5年 6月 9日

木津川市長 殿

奈良県食と農の振興部畜産課長



豚熱感染防止対策への協力について

平素は、本県畜産振興及び家畜防疫衛生の推進にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

豚熱発生の感染源の一つとして重要視されている野生動物の侵入を防ぐため、(株)村田商店が運営する養豚農場においては、木津川市道を衛生管理区域に含めた上で一体的に管理することが、これまでの経緯、周辺の状況から総合的に判断して、やむを得ない状況であり最善の方法であると考え、同社は道路管理者である木津川市に道路占用許可を申請してきました。①

また、直近6か月においても豚熱に感染した野生イノシシが奈良市で1頭、五條市で3頭、奈良市に隣接する三重県でも複数頭発見されるなど、野生イノシシを介した豚熱ウイルスの侵入リスクは依然として高く、野生動物の侵入防止対策等、豚熱ウイルスの侵入防止対策の徹底が必要な状況が続いております。

今般については、今後、市道部分を各種法令に適合した運用にしていくため、②段階的に措置を進めていく中で、引き続き道路占用許可を申請しているものです。

本県は、(株)村田商店が道路占用許可を申請するにあたり、令和5年6月8日付け木津川市長宛提出した事項を守るよう、責任を持って指導してまいりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

「道路の一部を養豚場が占用」

住民ら「安全な通行を」

奈良市と木津川市に要望

奈良市と木津川市に

またがる養豚場に隣接する木津川市道について、奈良市側へ安心して通行ができるよう木津川市加茂町の浄瑠璃寺や地元住民らが奈良市と木津川市にそれぞれ要望書を提出した。

要望書は、浄瑠璃寺と地元地区、観光ボランティアのNPO法人が提出した。

市道は浄瑠璃寺南側

と奈良市側をつなぎ、住民らの生活道路として利用されてきた。しかし、地元住民らによると、奈良市内の道を挟んで施設がある養豚場が一部占用する状況となり、少なくとも2002年以降は、安全に通行できる状態ではなくなっていたという。

要望書は、安全な通

行のために、木津川市の道路台帳の道幅を尊重して木津川市道と奈良市の里道との境界を確定すること、確定作業での現地立ち会いの参加者に、提出した要望書の複写を配布することを求めた。

浄瑠璃寺の佐伯功勝住職は「奈良の興福寺など、多くの仏教関係者や参拝者が古来通ってきた道で、私も利用してきた。歴史的にも、暮らしの中でも重要な道で、普通に通れるようにしてほしい」と話している。(有賀光太)

市道占用問題で進展

養豚場が排水、犬放し飼いで

木津川市の歴史ある市道を奈良市の養豚場が占用し、住民らの通行に支障が出ている問題が、豚熱(CSF)の流行をきっかけに解決に向けて少しずつ前進している。木津川市と木津署は、防疫対策による市道占用の許認可権を盾に、事業者や奈良県に対応を迫っている。川への排水や犬の放し飼いなご長年の懸案に、行政側の積極的対応が求められている。(有賀光太)

木津川市加茂町にある浄瑠璃寺の参道。東側の市道を5分ほど歩くと奈良県側に出る。この道は古くから奈良の興福寺をはじめとした仏教関係者が通っていたとみられ、地域の歴史的にも重要な古道だ。近隣の40代男性は「探検したり昆虫を探したり、子どもの頃の遊び場として通っていた」と話し、住民の生活道路でもあった。

男性によると、2002年以降、市道と隣接する奈良市側の養豚場により、周辺の開発や犬の放し飼いや、通行に支障が出たという。ほかにも、排水による赤田川の水質悪化や養豚場で飼っている犬が周辺に出没しているといった苦情が木津川市に寄せられるようになった。

奈良県は19年10月、CSF対策の門を市道上に設置するため、市や木津署に許可申請をした。市は「防疫上やむを得ない」として許可している。奈良県は、木津川市長宛に許可するよう要請文書も送っていた。養豚場への指導権限は奈良側にあった。京都側の行政に実効性のある権限はなかったが、市道の占用許認可権を得たため、許可の延長に条件を課すことができるようになった。

署などの指摘で、門には誰でも通行できるよう施錠せず、養豚場の従業員に知らせる呼び鈴や防疫用に通行者が着用できる不織布の上着を置くようになった。通行に養豚場の許可は必要なく、上着の着用もあくまで「お願い」としてまわす。ただ、門の設置前から問題だった市道上での作業や、飼養衛生管理基準に反する敷地内の犬については解消されたわけではない。

昨年2月時点で、養豚場は犬約40頭を飼育しているとしており、現在も一部は市道や敷地内を歩き回る。奈良県は「動物の侵入防止」として犬の飼育を容認するが、木津川市や木津署は通

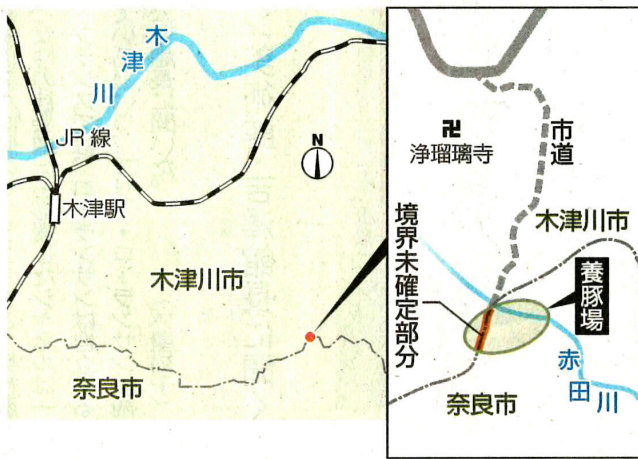


木津川の府県境

市など 業者・奈良県に対応迫る



市道を挟んで両側にある養豚場の建物。破線で囲まれた辺りに市道が通り、手前には門がある(木津川市加茂町)



誰でも通行できるように施錠せず、養豚場の従業員に知らせる呼び鈴や防疫用に通行者が着用できる不織布の上着を置くようになった。通行に養豚場の許可は必要なく、上着の着用もあくまで「お願い」としてまわす。ただ、門の設置前から問題だった市道上での作業や、飼養衛生管理基準に反する敷地内の犬については解消されたわけではない。

昨年2月時点で、養豚場は犬約40頭を飼育しているとしており、現在も一部は市道や敷地内を歩き回る。奈良県は「動物の侵入防止」として犬の飼育を容認するが、木津川市や木津署は通

2023年6月末から2023年8月上旬までの村田養豚場の状況

資料9



